

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第 1 1 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社秋田フードセンター 代表取締役 齋藤 寛之
秋田県秋田市御所野湯本六丁目 2 番 4 0 号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス本荘インター店
秋田県由利本荘市上大野 1 1 4 番地 外 2 9 筆

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ナイス本荘東店
（変更後）ナイス本荘インター店

②大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

設置者		住所
名称	代表者	
株式会社秋田フードセンター	代表取締役 齋藤寛之	秋田県秋田市新屋豊町 3 番 4 8 号

（変更後）

設置者		住所
名称	代表者	
株式会社秋田フードセンター	代表取締役 齋藤寛之	秋田県秋田市御所野湯本六丁目 2 番 4 0 号

③大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社ナイス（Ａ棟）	代表取締役 齋藤寛之	秋田県秋田市新屋豊町３番４８号
未定（Ｂ棟）		

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社ナイス（Ａ棟）	代表取締役 齋藤寛之	秋田県秋田市御所野湯本六丁目２番４０号
株式会社ヤマダデンキ（Ｂ棟）	代表取締役 上野善紀	群馬県高崎市栄町１番１号

(4) 変更の年月日

- ①令和元年５月１５日
- ②令和３年３月１日
- ③株式会社ナイス 令和３年３月１日
株式会社ヤマダデンキ 令和６年１２月２日

(5) 変更する理由

- ①店舗名称決定のため
- ②本社移転のため
- ③株式会社ナイス 本社移転のため
株式会社ヤマダデンキ 出店のため

2 届出年月日

令和６年１２月２日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和６年１２月３日から令和７年４月３日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎１７番地 由利本荘市産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由